## 電子メールを活用した情報共有における運用指針 新旧対照表

内容	旧		新	
ドリ谷	貢	内容	貢	内容
(情報共有の手段)	1	なお、受注者より、相応のセキュリティを持った	1	なお、受注者より、相応のセキュリティを持った ASP (7
3		ASP (アプリケーションサービスプロパイダ) による情報共有		プリケーションサービスプロパイダ) による情報共有システム等を準
		システム等を準備し使用したい旨の協議があっ		備し使用したい旨の協議があった場合には、受発注者間の
		た場合には、受発注者間の「協議」により検討し		「協議」により検討したうえ、 <u>「岐阜県情報共有システム</u>
		たうえ、本指針に準じ利用することができる。		運用要領」に基づいて利用することができる。
附則	5		5	この指針は、令和元年6月1日以降の発注案件から適用す
				<u>る。</u>